



# 島根県報

平成26年3月4日（火）

第2,576号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中 小 企 業 課）	2

### 【公 告】

特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表	（漁港漁場整備課）	3
平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	（建 築 住 宅 課）	4

### 【特定調達公告】

260MHz帯TDMA移動無線設備機器の調達に係る一般競争入札の落札者等	（原子力安全対策課）	6
--------------------------------------	------------	---

### 【人委告示】

平成26年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）の実施		6
-------------------------------	--	---

**告 示**

**島根県告示第113号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安来市広瀬町西谷1130-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第114号**

平成25年島根県告示第801号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成26年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル出雲斐川店 島根県出雲市斐川町直江5135-1外
- 2 意見の概要

	意 見	理 由
1	<p>夜間から早朝（22時から6時）に行われる荷さばき作業による騒音について、通常行う騒音対策に合わせ、作業方法や工程等を工夫するなど徹底した騒音対策を行うこと。また、深夜・早朝に出入りする搬入車両について、近隣住民の安眠を妨害することがないよう経路や時間等について、検討・採用すること。</p> <p>設置予定の遮音壁について、騒音の環境基準に照らし合わせ、必要に応じて寸法や材質の変更を検討・採用すること。また、営業開始後も状況に応じて、同様な措置を講ずること。</p>	<p>周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p>

	長時間使用する室外機、受電設備等の稼動時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。 また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕等の措置を講ずること。	
2	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
3	店舗駐車場周辺道路において渋滞が発生しないよう公安委員会、各道路管理者と協議のうえ対策を講ずること。	通行車両が多いことが予想されることから、混乱・事故が生じないよう対策を講ずる必要があるため。
4	店舗北側出入口における国道9号の店舗出入について、交通事故が懸念されることから、対策を講ずること。	ポストコーン設置により右折防止対策がなされているが、計画ではポストコーン間が開いているため、その間を塞ぐことが望ましい。現在の計画のままであれば右折通行等による出入も予想されるので、案内看板設置等により対策を講ずる必要があるため。
5	車両が駐車場から道路へ出る際、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。	周辺には病院、学校もあることから、多くの歩行者・自転車の通行もあると思われる。また、国道9号は交通量が非常に多い。よって、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁、植樹等の設置を避け、安全確認が容易にできる環境にしておく必要があるため。
6	工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。 汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。 なお、工事着手前に道路管理者と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。

## 3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70番地）

## 4 縦覧期間

告示の日から1月間

## 公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、恵曇地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので公表する。

なお、変更後の恵曇地区に係る特定漁港漁場整備事業計画は、島根県農林水産部漁港漁場整備課及び島根県松江水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年3月4日

島根県知事 溝口善兵衛

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成26年3月4日

島根県知事 溝口善兵衛

## 1 試験期日及び時間

### (1) 「学科の試験」

（二級建築士試験）

平成26年7月6日（日）午前10時から午後5時10分まで

（木造建築士試験）

平成26年7月27日（日）午前10時から午後5時10分まで

### (2) 「設計製図の試験」

（二級建築士試験）

平成26年9月14日（日）午前11時から午後4時まで

（木造建築士試験）

平成26年10月12日（日）午前11時から午後4時まで

## 2 試験地及び試験場

### (1) 「学科の試験」

（二級建築士試験）

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

（木造建築士試験）

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

### (2) 「設計製図の試験」

（二級建築士試験）

松江市 松江市学園南1-2-1

島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）

（木造建築士試験）

松江市 松江市朝日町478-18

松江勤労者総合福祉センター（松江テルサ）

## 3 受験申込手続

### (1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成25年以前の二級・木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に限り行うことができる。

#### ア 受付期間

平成26年3月17日（月）から同月31日（月）まで

#### イ 受験申込方法

次の宛先（受付最終日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1 公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間及び受付時間

平成26年3月24日（月）午前10時から同月31日（月）午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した二級・木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。

また、受付場所における受験申込みについては、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア 受付地、受付場所及び受付期間

松江市 松江市北田町35-3

一般社団法人 島根県建築士会

平成26年4月10日（木）から同月14日（月）まで

イ 受付時間

午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 受験申込方法

受験申込書は、上記受付地に設ける受付場所に申込者本人が直接提出すること。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成24年又は平成25年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、平成24年若しくは平成25年の試験（他の都道府県が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書又は平成24年若しくは平成25年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成26年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

5 受験票の交付等

受験票（受験番号及び試験場所等を明記したもの）については、平成26年6月13日（金）（予定）に、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知

平成26年12月4日（木）（予定）。合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては平成26年8月26日（火）、木造建築士試験においては平成26年9月9日（火）（いずれも予定）。

7 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部等に掲示する。

8 その他

(1) 設計製図の課題は、平成26年6月11日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び一般社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出る

こと。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年3月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
260MHz帯TDMA移動無線設備機器 42式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成26年2月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本無線株式会社山陰営業所 所長 小野 隆 松江市内中原町20-1
- 5 落札金額  
27,825,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成26年1月7日

## 人 事 委 員 会 告 示

### 島根県人事委員会告示第1号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成26年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）を次のとおり実施する。

平成26年3月4日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

- 1 受付期間  
平成26年3月10日（月）から4月14日（月）まで  
受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、4月14日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、4月10日（木）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。
- 2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	33名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	6名	

武道	1名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。 また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。
----	----	--

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性	次のア又はイのいずれかに該当する者 ア 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成27年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 平成5年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成27年3月31日までに卒業する見込みの者
女性	
武道	次のア又はイに該当し、かつ次のウに該当する者 ア 昭和63年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性で、大学を卒業した者又は平成27年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 平成5年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者又は平成27年3月31日までに卒業する見込みの者 ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合格発表
第1次試験	平成26年5月11日（日） 受付時間 8：30～9：00	松江市 島根県職員会館 （松江市内中原町） 又は島根県民会館 （松江市殿町）	平成26年5月27日（火）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	試験時間 9：30～17：00（予定）		
第2次試験	平成26年6月15日（日） ～6月19日（木）	松江市 島根県職員会館 （松江市内中原町） ※試験場は変更する場合があります	平成26年7月中旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

験	採用区分「武道」の専門実技試験は平成26年6月14日(土)に松江市で実施する。
---	---

(注) 採用区分「男性」と「武道」は併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が「男性」「武道」両方で合格対象者となった場合は、「武道」から先に判断し、「武道」合格者は、「男性」では合格対象としないこととする。

5 試験の種目及び内容

(1) 男性・女性

区分	試験種目	内 容				
第 1 次 試 験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験(大学卒業程度)				
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">男</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身長 おおむね160センチメートル以上</li> <li>・体重 おおむね47キログラム以上</li> <li>・胸囲 おおむね78センチメートル以上</li> <li>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">女</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身長 おおむね150センチメートル以上</li> <li>・体重 おおむね43キログラム以上</li> <li>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul> </td> </tr> </table>	男	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身長 おおむね160センチメートル以上</li> <li>・体重 おおむね47キログラム以上</li> <li>・胸囲 おおむね78センチメートル以上</li> <li>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>	女	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身長 おおむね150センチメートル以上</li> <li>・体重 おおむね43キログラム以上</li> <li>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>
	男	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身長 おおむね160センチメートル以上</li> <li>・体重 おおむね47キログラム以上</li> <li>・胸囲 おおむね78センチメートル以上</li> <li>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>				
	女	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身長 おおむね150センチメートル以上</li> <li>・体重 おおむね43キログラム以上</li> <li>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</li> <li>・色覚 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・聴力 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</li> <li>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</li> </ul>				
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。				
特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技(英語、柔道及び剣道)の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。					
面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接(事前に自己紹介書を提出)					
第 2 次 試 験	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験				
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査				
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出)				

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

	英語	
	ア 実用英語技能検定(英検)	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上



対象特技	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定 (国連英検)	D級以上
	柔道	初段以上 (講道館認定)
	剣道	初段以上 (全日本剣道連盟認定)
確認方法	対象特技を証明する書類 (合格証書・段位証書等) の原本とその写し (A4判) を第1次試験受付時に提出する。 次のア又はイのいずれかに該当する場合は加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

(2) 武道

区分	試験種目	内 容			
第1次試験	教養試験 (100点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験 (大学卒業程度)			
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>男</td> <td>                             ・身長 おおむね160センチメートル以上                              ・体重 おおむね47キログラム以上                              ・胸囲 おおむね78センチメートル以上                              ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上                              ・色覚 職務遂行に支障がないこと。                         </td> </tr> <tr> <td>性</td> <td>                             ・聴力 職務遂行に支障がないこと。                              ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。                              ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。                         </td> </tr> </table>	男	・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上 ・胸囲 おおむね78センチメートル以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。	性
男	・身長 おおむね160センチメートル以上 ・体重 おおむね47キログラム以上 ・胸囲 おおむね78センチメートル以上 ・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色覚 職務遂行に支障がないこと。				
性	・聴力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。				
第2次試験	専門実技試験 (300点)	警察官 (武道) として職務遂行上必要な体力及び技能を有するかどうかの実技試験 ①課題技を与える基本技能 ②試験補助員との試合形式による実践的技能			
	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かをみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)			
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験			
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査			
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査 (健康診断書の提出)			

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信

用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒警察官申込」と朱書きし、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成26年4月1日現在、大学卒22歳で月額196,845円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。